

令和 8 年 8 月定例会

予算決算委員会資料
(産 業 振 興 部)

農業水利施設突発事故復旧支援事業について

1 事業目的

令和8年5月19日および同月27日に豊岩豊巻地区で発生した農業水利施設（パイプライン）被害について、土地改良区が実施する復旧工事に対して補助し、機能維持を図るもの

2 事業内容

県営事業により造成された農業水利施設の通常の使用の範囲において不測の事態により発生した事故に対し、緊急的に実施する復旧工事に対し補助する。

(1) 対象事業

(単位：千円)

地区名	施設名	施設管理者	事業量	事業費	負担区分		
					県	市	改良区
豊岩豊巻字 内縄尻地区	幹線用水路 (パイプライン)	秋田市 土地改良区	パイプライン 漏水補修1式	上限額 2,667	30% 800	10% 267	60% 1,600
豊岩豊巻字 妙堂沢地区	幹線用水路 (パイプライン)	秋田市 土地改良区	パイプライン 漏水補修1式	上限額 2,667	30% 800	10% 267	60% 1,600
合 計				5,334	1,600	534	3,200

(2) 対象者

秋田市土地改良区

(3) 補助率

県30%、市10%

3 事業費

534千円（一財 534千円）

（内訳）補助金 534千円

4 事業スケジュール（予定）

令和8年9月 土地改良区と施工業者の工事契約

〃 10月 工事完了

〃 11月 補助金交付

有害鳥獣対策関連事業について

1 事業目的

「秋田市鳥獣被害防止計画」に基づき、ツキノワグマ等の有害鳥獣による人身被害および農作物被害を防止するため、捕獲駆除活動への支援や誘引果樹の伐採助成等を実施するもの

2 事業内容および事業費

(1) 有害鳥獣駆除捕獲対策事業 11,392千円（特財4,794千円）

クマの出没に伴い秋田市鳥獣被害対策実施隊の出動等が想定以上に増え、報酬額に不足が生じることから増額するほか、冬眠前に活発化する個体の出没状況を把握するための自動撮影カメラの増設等や、捕獲報奨金制度を活用した捕獲推進により、捕獲圧を一層強化するもの

- ・鳥獣被害防止対策交付金（秋田市鳥獣被害対策実施隊） 7,141千円

出 動： 8,000円/日×567人

わな巡回： 1,000円/日×2,245人

解体処理：12,000円/頭×30頭

- ・有害鳥獣捕獲対策用品購入 3,751千円

自動撮影カメラ22台、くくり罠30台

- ・捕獲報奨金の交付 500千円

捕獲した個体1頭につき10,000円×50頭

(2) ツキノワグマ等獣害防止対策事業 5,442千円（特財4,535千円）

クマ出没を抑制する誘引果樹の伐採について、市民の被害防止意識の高まりにより、申請が増加し補助金に不足が生じていること、さらに、冬眠前の活動活発化を見据え、対象区域を現在の「都市計画区域内」から「市内全域」へ拡大し、誘引果樹の適切な管理による出没抑制対策をさらに推進するもの

- ・対 象 者 個人又は町内会

- ・補助対象 秋田市内の誘引果樹（カキ・クリ）の伐採

- ・補助金額 造園業者等への委託による伐採、処分等にかかる経費の1／2以内、1本当たり25,000円（上限）

3 事業スケジュール（予定）

(1) 有害鳥獣駆除捕獲対策事業（捕獲報奨金の交付）

令和8年11月 捕獲者からの報奨金交付受付（随時）

令和9年3月 事業完了

(2) ツキノワグマ等獣害防止対策事業

令和8年10月 事業内容周知、申請受付（随時）

令和9年3月 事業完了

秋田駅前大型商業施設消費喚起支援事業について
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象事業)

1 事業目的

物価高騰に伴う消費低迷の影響を受けている秋田駅前大型商業施設を支援するため、各施設が連携して実施する販売促進事業に対して補助するもの

本事業により各店舗の営業実績は伸長していることから、事業の継続による認知度の向上を図り、事業成果のさらなる拡大につなげるもの

2 事業内容

(1) 対象者

秋田駅前賑わい創出実行委員会（構成：秋田駅ビルトピコ&アルス、秋田オーパ、フォンテAKITA、西武秋田店）

(2) 補助対象事業

補助対象者が行う販売促進事業

- ・プレミアム付商品券の発行

プレミアム率 20%の商品券を発行し、域内の消費を喚起する。

- ・販売促進イベントの開催

商品券の発行期間に合わせ、各施設が連携する特別企画を行い、来街の動機づけを図るとともに、スタンプラリー等の共同販促で店舗間の回遊を促進する。

(3) 発行数等（予定）

発 行 数：7,500 冊（1 冊 1,000 円券 12 枚綴りを 10,000 円で販売）

申込期間：令和 8 年 1 2 月下旬～令和 9 年 1 月上旬

利用期間：令和 9 年 1 月中旬～令和 9 年 2 月下旬

(4) 補助率

補助対象経費の 10/10 以内

3 事業費

30,000 千円（一財 30,000 千円）

（内訳） 補助金 30,000 千円

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金について

1 内容

(1) 経緯

本市では、令和 2 年度に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）を活用し、秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金（以下「基金」という。）を設置し、新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援事業の財源として活用していたが、国の規定により、同基金を令和 8 年 4 月 1 日で廃止とした。

基金残高については、今年度、国に返還することとなっており、令和 8 年 6 月をもって基金の実績が確定したことから、基金残高に相当する交付金額を国に返還するもの。

(2) 返還金について

返還金額 13,445,035円

(単位：円)

①基金積立額	1,500,000,000
②基金充当額（令和 7 年度末時点）	1,486,567,344
③令和 7 年度下期利息補助返還額（R8歳入：特定財源）	12,379
④基金充当額（最終）（②－③）	1,486,554,965
返還金額（基金残高）（①－④）	13,445,035

2 事業費

13,446千円（一財 13,434千円）

（内訳） 返還金 13,446千円

秋田の食応援消費喚起ポイント還元事業について
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象事業)

1 事業目的

原材料の価格高騰等の影響を受けている市内の飲食店等を閑散期において支援するため、対象店舗を拡大し、前回に引き続きキャッシュレス決済によるポイント還元事業を実施するもの

2 事業内容

(1) 実施方式

対象となる飲食店でQRコード決済を行った利用者に対し、支払代金の一部をポイントで還元する。

(2) 事業概要

ア 実施方式 コード決済事業者（大手5社を想定）の既存のシステムを活用
イ 還元額および還元率等

- ・還元額 2億円
- ・利用額の30%
- ・実施期間内での上限 6,000円分（決済総額20,000円）

ウ 対象店舗・利用人数 1,600店舗程度、延べ3万4千人

エ 対象期間 令和9年1月の1か月（準備期間、精算手続の期間を除く）

(3) 前回実施内容との比較

	飲食店応援消費喚起ポイント還元事業(前回)	秋田の食応援消費喚起ポイント還元事業
対象店舗	飲食店（1,200店舗）	飲食店および食料品小売店（1,600店舗）
	原則として飲食を供する店舗。 (例：レストラン、居酒屋等の飲食店)	飲食を供する店舗および飲食物を主に販売する店舗。 (例：パン屋、惣菜店、精肉店、酒屋等も含む) ※ただし、スーパー・コンビニなど飲食物以外を取り扱うことが明白な店舗については除外する。
還元率	20%	30%
上限額(1会計)	2,000円	なし
上限額(期間計)	5,000円	6,000円
想定決済事業者	6社(PayPay, auPAY, d払い, 楽天ペイ, イオンペイ, メルペイ)	5社(楽天ペイは不参加)

3 事業費

231,967千円（一財 231,967千円）

（内訳） 委託料 231,967千円（随意契約）

※還元ポイント原資 200,000千円、事務費 31,967千円

4 事業スケジュール（予定）

令和8年10月上旬 委託契約締結、事業（キャンペーン）準備

令和9年1月上旬 キャンペーン開始

〃 1月末日 キャンペーン終了（予算に達し次第終了）

〃 2月以降 ポイント還元終了、委託料精算手続

塗装事業者支援事業について

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象事業)

1 事業目的

中東情勢の影響を受け、塗料等の仕入価格高騰や資材不足による工事の延期で資金繰りに苦慮する市内塗装事業者に対し、売上利益減少額の一部を補助するもの

2 事業内容

(1) 対象者

次のアからエの全てを満たす塗装事業者

ア 市内に本社もしくは事業所を有すること

イ 建設業許可（塗装工事業）を有すること、もしくは主たる業種が塗装業であること

ウ 塗装業に関する資格を社員もしくは事業主が所有していること

エ 令和8年1月以降の任意の連続する6か月間における売上利益が前年同期間と比較して減少していること

(2) 補助額

売上利益減少額の1/2、上限100万円

(3) 対象事業者数

50事業者（見込み）

3 事業費

50,034千円（一財 50,034千円）

（内訳） 消耗品費 34千円、補助金 50,000千円

4 事業スケジュール（予定）

令和8年10月中旬 申請受付開始

令和9年1月29日 申請受付終了

地方卸売市場再整備事業について

1 事業目的

現敷地の北側農地に移転新築を予定している卸売市場の再整備において、事業を着実に推進するため、再整備基本計画の改定と、要求水準書等の作成について、専門的知見を有するコンサルタントに支援業務を委託するもの

2 事業内容

北側農地への移転新築に伴い、令和6年7月に策定した卸売市場再整備基本計画の改定が必要となったことから、基本計画改定に伴う技術支援業務を委託する。

合わせて令和9年度に事業内容に基づいた要求水準書等を作成するほか、令和10年度には事業者選定を行うため、それぞれの支援業務の委託に係る債務負担行為を設定するもの。

3 事業費

19,304千円（一般会計繰入金 19,304千円）

（内訳）需用費 109千円

委託料 19,195千円

債務負担行為設定 限度額 38,885千円（令和8年度～令和10年度）

令和9年度 28,490千円

令和10年度 10,395千円

4 契約内容

契約期間 令和8年10月から令和10年9月まで（予定）

契約方法 令和7年度に「再整備手法見直しに伴う技術支援業務」を委託した事業者と随意契約予定

要求水準書等作成アドバイザー業務スケジュール

契約項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度
再整備基本計画改定に伴う技術支援業務			
要求水準書等作成支援業務			
事業者選定等の支援業務			